## 「新・もんじゅ訴訟」参加のご案内

2015年12月9日

高速増殖炉もんじゅを止めるために、新たな訴訟が始まります。たくさんの市民の皆さまの参加をお願いいたします。訴訟提起の趣旨は、別紙「もんじゅ新訴について」、「訴状(原案)」をご覧ください。ただし、原告は、もんじゅからおおむね250キロメートルに居住する方とさせていただきます。また、下記の点をご了承ください。提訴準備の都合上、原告参加希望の方は、12月18日(金)までに

- ① 下記必要事項を shinmon ju@gmail.com までお送りください。
- ②「訴訟委任状(署名・捺印したもの)」を下記宛て郵送してださい。
- 【参加申込み必要事項】: (送り先 <u>shinmonju@gmail.com</u>)

件名:「もんじゅ原告希望」

- 1)氏名(ふりがな)2)郵便番号 3)ご住所 4)電話番号 5)メールアドレス 6)訴訟に関するご意見・ご要望
- ■【訴訟委任状送付先】

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF 日比谷ビル16階 さくら共同法律事務所 松田宛

※封筒表に、「新・もんじゅ訴訟」委任状在中と赤字で明記してください

■【原告】になれるのは下記の各府県にお住まいの方です。

(もんじゅからおおむね250キロメートルの地域です。詳細は裏面をご参照ください。) 富山県、石川県、福井県、滋賀県、長野県、愛知県、三重県、岐阜県、奈良県、和歌 山、大阪府、京都府、兵庫県。

■【新・もんじゅ訴訟弁護団】は、河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士をはじめ、旧もんじゅ訴訟弁団事務局長d福武公子弁護士等、多数の弁護士が参加予定です。

原告のみなさまには印紙代等訴訟実費へのご協力をお願いします。

■ 【原告費用】は初年度に1万円を下記郵便振替口座に提訴期日までに振り込んでください。2年目以降は、可能な範囲でカンパをお願いいたします。

郵便振替口座名:原子力発電に反対する福井県民会議

口座番号:00760-6-50628

通信欄に「新・もんじゅ訴訟」原告参加費用と明記してください。

- 【この訴訟に関する事務連絡】は、基本的に PC メールで行いますので、 この点をご了承ください。他の方法 (FAX 等) をご希望の方は、事務局ご相談くだ さい。(「参加申込み」、「訴訟委任状」とも郵送してください)
- 【提訴】は、東京地裁へ、12月25日(金)午後を予定しております。
- ■この件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

【原告団事務局】原子力発電に反対する福井県民会議 Tel. 0776-25-7787

【弁護団事務局】さくら共同法律事務所(松田) Tel. 03-5511-4386

## 【原告】になれるのは:

もんじゅから約250キロメートルの下記の地域のにお住まい方です。 新潟県(一部)、富山県(全域)、石川県(全域)、福井県(全域)、滋賀県(全域)、 群馬県(一部)、長野県(全域)、山梨県(一部)、静岡県(一部)、愛知県(全域)、 三重県(全域)、岐阜県(全域)、奈良県(全域)、和歌山(全域)、大阪府(全域)、 京都府(全域)、兵庫県(全域)、岡山県(一部)、鳥取県(一部)、香川県(一部)、 徳島県(一部)。

\* ご不明な場合は、事務局にお問い合わせください。

